

## キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定

### 1 【カードの利用】

(1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）または貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

① 当行および当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れる場合。

② 当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。

③ 当行および出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

④ その他次の取引を行う場合。

A 総合口座取引の普通預金について発行したカードにより、総合口座取引の定期預金等（取扱対象となる定期預金等の種類は当行所定の預金とします。以下同じ。）の満期日前に、当行の自動入出金機を使用して自動継続停止および満期日の解約予約を行い、満期日に総合口座取引の普通預金口座へ元利金を入金する場合。（以下「ATM 定期解約サービス」といいます。）なお、ATM 定期解約サービスについては、当行所定の書面による申込を必要とします。

B 別に当行が定めた取引を行う場合。

(2) カードは、預金、定期預金等当行所定の各種商品について、当行所定の範囲において、印鑑・カード・通帳等の喪失の届出の際、カード等の再発行の際、住所・住居表示・勤務先等の変更の際、申込・解約の際、およびその他別に当行が定めた取引を行う際の本人確認を行う場合に本人確認手段として利用することができます。

(3) カードは、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

### 1の2 【暗証の利用】

(1) 普通預金のカードについて届出を受けた暗証番号（以下「暗証」といいます。）は、電話を利用して、次の①から③までに定める手続（以下「電話対象手続」といいます。）を受け付ける際の、本人確認のために利用することができます。

①カード・通帳等の再発行

②SMBC ダイレクト利用規定に定める SMBC ダイレクトのサービス提供のために必要となる手続のうち当行所定の手続

③届出住所、住居表示の変更

(2) 当行は、電話を利用して、電話対象手続を受け付ける際、自動音声応答システムの操作手順に従って入力された店番号、口座番号及び暗証と、届出の情報との一致を確認することにより、本人確認を行うものとします。

(3) 当行所定の場合には、前記(2)に加え、オペレータから、他所定の届出の情報の確認を求めることがあります。

(4) セキュリティ上やむを得ない事由が生じた場合その他の合理的な事情があると認められる場合には、当行は、事前に本人に通知することなく、前記(1)の定めに基づく電話を利用した電話対象手続の受付の全部または一部を休止できるものとします。

(5) 暗証は、前記(1)②に定める SMBC ダイレクトを契約できない普通預金口座について、インターネットを利用して当該普通預金口座の残高照会を行う（以下「インターネット残高照会」といいます。）際の、本人確認のために利用することができます。

## 2 【カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止】

(1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

(2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

## 3 【入金機による預金の預入れ】

(1) 入金機を使用して預金に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは通帳（または当行所定の出入表）を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

(3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

## 4 【出金機による預金の払戻し】

(1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

(2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（カードのみを挿入して行う出金機による払戻しは、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします（この1日あたりの払戻し可能な金額にかかわらず、1日あたりの払戻可能な金額から、ジェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限とします。）。

(3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記7の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 5 【振込機による振込】

(1) 振込機を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

(2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービス ATM 取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（カードのみを挿入して行う振込機による振込は、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。

(3) 振込機を使用して振込を依頼する場合に、振込金額、後記7の出金手数料金額、および後記8の振込手数料金額の合計額が、預金を払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

6 【入金手数料】入金機を使用して預金に預入れる場合には、当行および入金提携先所定の入金機使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を、預金の預入れ時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先の入金手数料は、当行から入金提携先に支払います。

7【出金手数料】出金機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、預金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

8【振込手数料】振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

#### 9【ATM 定期解約サービス】

ATM 定期解約サービスを利用する場合には、自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って、解約予約の対象となる定期預金等の通帳および、入金口座となる総合口座取引の普通預金のカードを自動入出金機に挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および継続停止依頼書等の提出は不要とします。

#### 10【代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込】

(1) 当行が認めた場合には、代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をすることができます。その場合には、本人から代理人の氏名および暗証を当店に届出てください。

この場合、当行は代理人のカードを発行します。

(2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

11【カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入】カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。）、入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の入金機、出金機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行国内本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

#### 12【本人確認】

(1) カードを、当行所定の端末を通して本人確認手段として利用する場合は、当行所定の操作手順に従って、当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。

(2) 当行は、前記(1)により当行所定の端末に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。

(3) 当行所定の場合には、前記(1)および(2)に加え、当行所定の本人確認書類の提示等当行所定の手続を行うものとします。

#### 13【カード喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面またはその他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出前に生じた損害については、後記 14 の 2、14 の 3 および 14 の 4 に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。  
なお、この場合にもすみやかに本人から書面またはその他当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証、住所、住居表示、勤務先等その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。届出事項の変更を届出する場合で、当行が必要と認めたときは、カードもあわせて提出してください。この届出前に生じた損害については、後記 14 の 2、14 の 3 および 14 の 4 に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の方法により行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 14 【暗証照合等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しまたは ATM 定期解約サービスの取扱いをしたうえは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記 14 の 2、14 の 3 および 14 の 4 によります。
- (3) 当行国内本支店の窓口等において、前記 12 の本人確認手続きを行ったうえで、払戻請求書、諸届その他の書類を取扱いましたうえは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、後記 14 の 2、14 の 3 および 14 の 4 に定める場合にはこの限りではありません。
- (4) 電話にて電話対象手続きを受け付ける際、自動音声応答システムの操作手順に従って入力された店番号、口座番号及び暗証と、届出の情報との一致を確認して手続きに応じたう

えは、暗証に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) インターネット残高照会を受け付ける際、入力された店番号、口座番号及び暗証と、届出の情報との一致を確認して照会結果を表示したうへは、暗証に盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 14 の 2 【偽造カード等による払戻し等】

(1) 偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

(2) 前記(1)は、偽造カードまたは変造カードが、当行国内本支店の窓口における前記12の本人確認手続に利用され、払戻しが行われた場合にも適用されるものとします。

#### 14 の 3 【盗難カードによる払戻し等】

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。盗難されたカードが、当行国内本支店の窓口における前記12の本人確認手続に利用され、払戻しが行われた場合についても同様とします。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の申出がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)、(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しが最初に行われた日、または当該盗難にかかる盗難カー

ドが、当行国内本支店の窓口における前記 12 の本人確認手続に利用され、払戻しが行われた最初の日。) から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 14 の 4 【預金契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

(1) 前記 14 の 2 および 14 の 3 は、本人が、当行との間において締結した預金契約にもとづき行う、出金機または振込機による金銭の借入れおよび当行国内本支店の窓口において前記 12 の本人確認手続を経て行う金銭の借入れに適用します。この場合、前記 14 の 3(2) の適用においては、前記 14 の 3(1)各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた当該借入れ(手数料や利息を含みます。)について、当行はその支払いを請求しないものとします。

ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の 4 分の 3 に相当する金額とします。

(2) 前記 14 の 3(3)の場合、または前記 14 の 3(4)各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

(3) 前記 14 の 2、14 の 3 および 14 の 4 は当行と普通預金契約または貯蓄預金契約を締結する個人で、名義の如何にかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

#### 15 【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

(1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。

(2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、通帳を持参しているときは通帳もあわせて提出してください。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

16【入金機・出金機・振込機・当行所定の端末の誤入力等】入金機・出金機・振込機・当行所定の端末の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。

#### 17【解約、カードの利用停止等】

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。ただし、③の場合は、当行の窓口において当行所定の本人確認資料等の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 前記 2(2)に違反したとき

② 普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき

③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

④ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17の2【カード利用有効期限等】

(1) 当行は、カードの有効期限を定めることができます。カードの有効期限までに前記 17 に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期

限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。

(2) カード発行手数料は払戻請求書および通帳の提出なしに、カードの発行された当該預金口座から自動的に引落とし、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落としができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを取引店に返却してください。

(3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記19に定める方法により行います。

18【規定の適用】この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATM定期解約サービスの取扱対象となる定期預金等の各規定、振込規定、SMBCダイレクト規定、SMBCポイントバック規定、Oliveアカウント規定、自動継続期日指定定期預金規定、通帳発行形態に関する特約、パーソナル外貨定期預金規定、一般外貨定期預金規定、外貨自動積立サービス規定、外貨当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨預金無通帳方式に関する特約、外貨預金共通規定、期日指定定期預金規定、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定、自動つみたて定期預金規定（3年指定定期方式）、自動つみたて定期預金規定（自由金利型2年定期預金（M型）方式、自動とりまとめ定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定、自動継続自由金利型定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定、自由金利型定期預金規定、中長期外貨定期預金規定、その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。

なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

#### 19【この規定の変更等】

(1) この規定の各条項および前記17(3)③にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上(2025年1月28日  
現在)